

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建設工事の最低制限価格（予定価格が**3億円未満**の場合に適用）及び低入札価格調査基準価格（予定価格が**3億円以上**の場合に適用）について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

平成25年7月1日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格（低入札価格調査基準価格）を算定する。

(1)制限割合の算定

●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.05}{\text{設計額}}$$

(注1)「直接工事費×95%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×80%の額」、「一般管理費等×55%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
上記の合算額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。）

(注2)共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7/10 \leq \text{制限割合} \leq 9/10$$

(注3)制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7/10)を下回る場合は7/10とし、上限値(9/10)を上回る場合は9/10とする。

(2)最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定

●最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注4)1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3. その他

平成25年6月30日以前に公告又は指名通知を行った工事については、従前の取扱いによる。

低入札価格調査における失格基準の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建設工事の低入札価格調査基準価格（予定価格が**3億円以上**の場合に適用）未満の入札に係る失格基準について、次のとおり取り扱う。

1. 適用時期

平成25年7月1日以降に公告又は指名通知を行う工事を対象とする。

2. 算定方法

●低入札価格調査における失格基準の算定式

$$(\text{直接工事費} \times 85\% + \text{その他経費} \times 65\%) \times 1.05$$

(注1) 「直接工事費×85%の額」、「その他経費×65%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

上記の合算額に100分の105を乗じて得た額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2) その他経費とは、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

(注3) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

3. その他

平成25年6月30日以前に公告又は指名通知を行った工事については、従前の取扱いによる。